

「原子力災害対策充実にに向けた考え方」に係る 高浜発電所の取組みについて

平成28年4月15日
関西電力株式会社

はじめに

平成28年3月11日、第4回原子力関係閣僚会議において「原子力災害対策充実に向けた考え方」が決議されたことを踏まえて、平成28年3月17日、経済産業大臣から、社会の信頼を得るには、原子力安全対策、原子力災害対策について原子力事業者は「自ら考え」、「自ら取り組み」、「自らの言葉で説明していく」ことが不可欠であり、以下の4項目について原子力事業者の現在の取組状況を速やかに報告するよう要請を受けました。

1. 原子力事故収束活動にあたる「緊急時対応チーム」の更なる充実
2. 原子力緊急事態支援組織「レスキュー部隊」の更なる充実
3. 被災者支援活動にあたる「被災者支援活動チーム」の整備
4. 被災者支援活動に関する取組をまとめた原子力災害対策プランの策定

本要請を受け、これら4項目についての弊社の現在の取組状況と、更なる充実に向けた取組みについて、「事故収束活動プラン」、「原子力災害対策プラン」として本書を取りまとめました。

弊社は、原子力の安全性向上の取組みに終わりはないとの認識のもと、本書も踏まえ引き続き、関係各所との連携を深めつつ、不断の努力を重ねてまいります。

また今後とも、取組み状況については、関係当局へご報告するとともに、社会の信頼を得るべく広く発信し、地元をはじめ皆さまに対して丁寧にご説明してまいります。

目 次

第 1 章 高浜発電所の事故収束活動プラン

- | | |
|------------------------------|---------|
| 1. 事故収束活動の体制（「緊急時対応チーム」） | 1 ～ 4 |
| 2. 事故収束活動に使用する資機材 | 5 ～ 8 |
| 3. 事故収束活動に係る要員の力量 | 9 ～ 13 |
| 4. 原子力緊急事態支援組織の整備（「レスキュー部隊」） | 14 ～ 16 |
| 5. 事故収束活動プランの更なる充実に向けて | 17 |

第 2 章 高浜発電所の原子力災害対策プラン

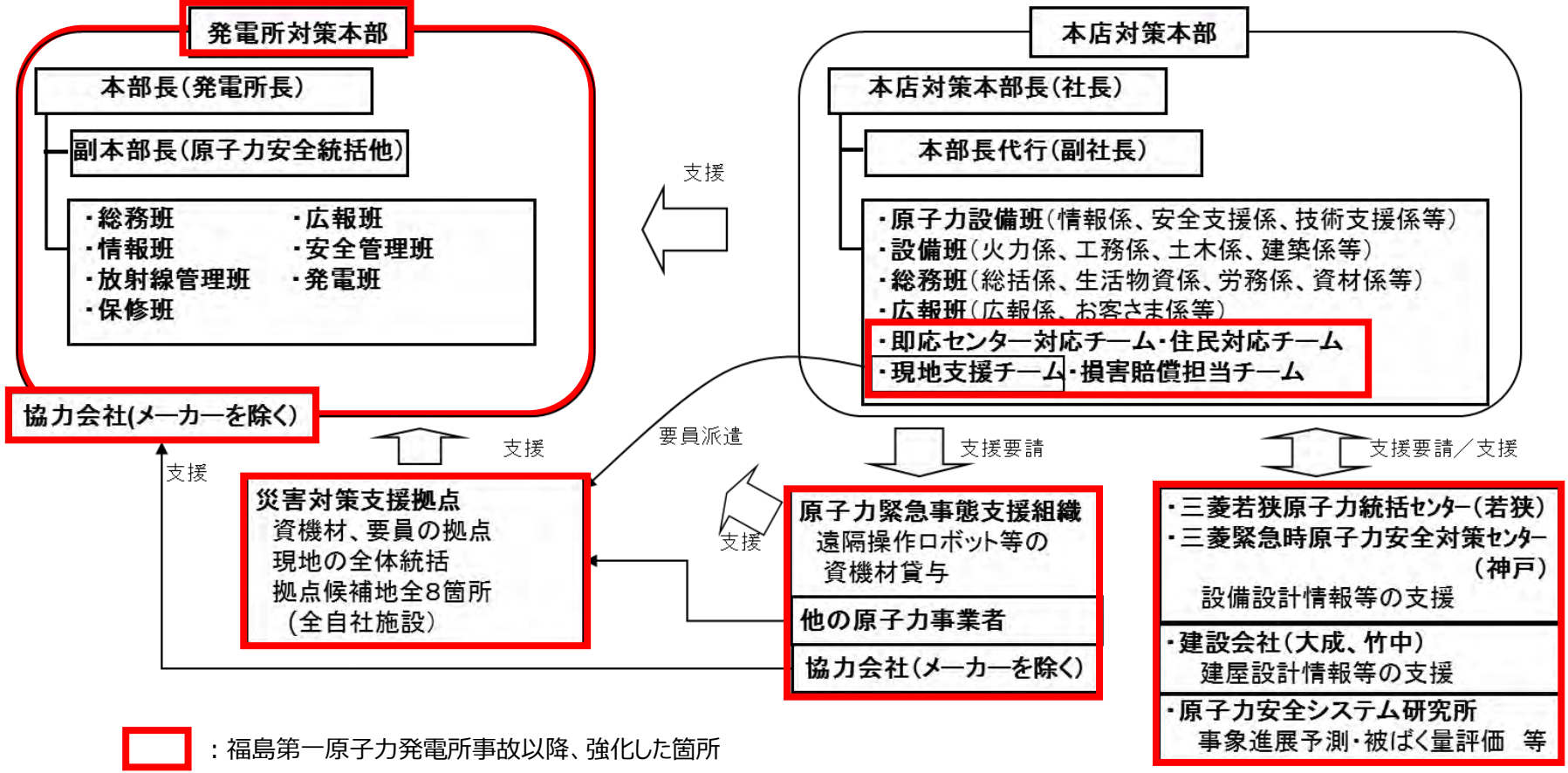
- | | |
|-------------------------------|---------|
| 1. 避難計画の充実に向けた取組み | 18 |
| 2. 原子力災害発生時における住民防護措置の概要 | 19 |
| 3. 原子力事業者から国・自治体への通報連絡 | 20 |
| 4. 被災者支援のためのチーム（「被災者支援活動チーム」） | 21 ～ 29 |
| 5. 原子力災害対策プランの更なる充実に向けて | 30 |

第1章

高浜発電所の事故収束活動プラン

1-1. 事故収束活動の体制 <当社の体制>

福島第一原子力発電所事故を踏まえ、事故収束活動の主体である発電所のみならず、本店（大阪、福井県の原子力事業本部）やメーカー体制等も強化し、全社総力をあげて発電所を支援する体制を整えています。



: 福島第一原子力発電所事故以降、強化した箇所

1 - 2. 事故収束活動の体制 <発電所体制>

福島第一原子力発電所事故を踏まえ、万一、複数の原子炉で事故が発生した場合でも事故収束を行えるよう発電所の体制を大幅に強化しています。

①【原子力安全統括を配置】

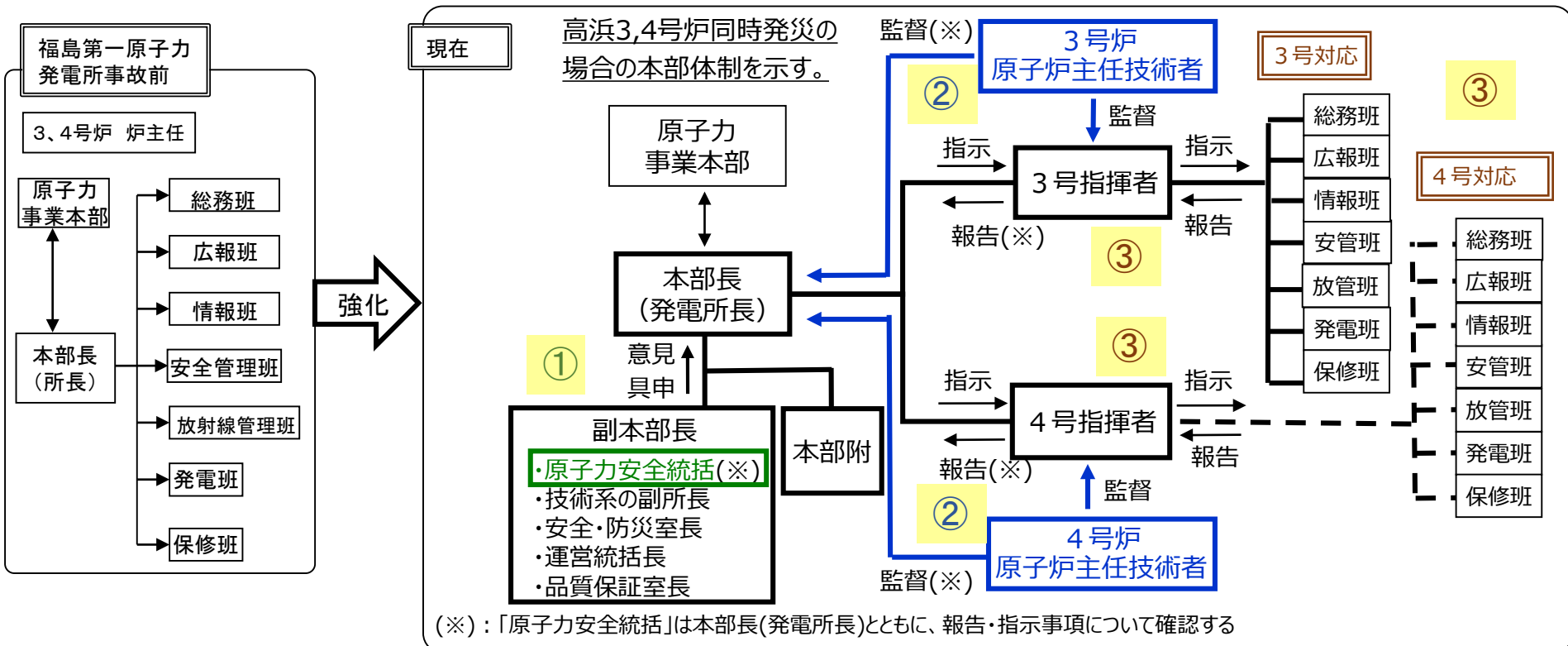
- 所長に次ぐ職位として、原子力安全システム全体を俯瞰する人材を配置。
- 号炉毎の指揮者や各班長の報告、原子炉主任技術者の指示などを発電所長とともに確認、対応の方向性、有効性などについて助言・意見具申し、発電所長を支援。

②【号炉毎に原子炉主任技術者を配置】

- 3, 4号炉同時発災時でも、的確に監督できるよう、従来3, 4号炉で1名だった原子炉主任技術者について、号炉毎に1名選任。

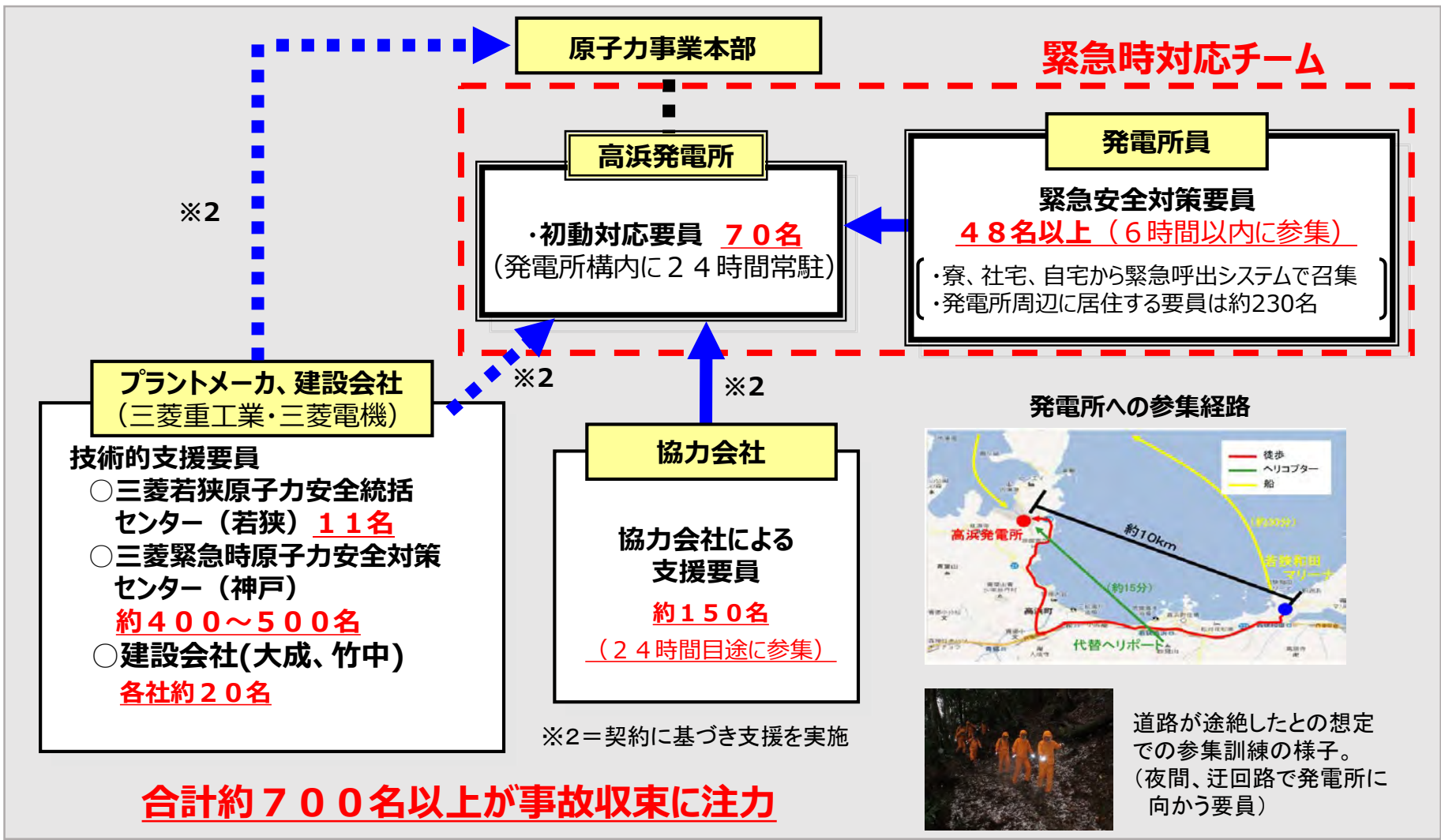
③【号炉毎の指揮者および対応班を明確化】

- 3, 4号炉同時発災時でも、情報の混乱や事故収束に向けた指揮命令が遅れることのないよう、号炉毎の指揮者および対応班を明確化。



1 - 3. 事故収束活動の体制 <「緊急時対応チーム」その1>

福島第一原子力発電所事故を踏まえ、当社発電所では「**緊急時対応チーム**」※1の体制を強化しています。
※1 = 発電所員及び協力会社要員から選定される重大事故の発生・進展・拡大を防止するために活動する要員。



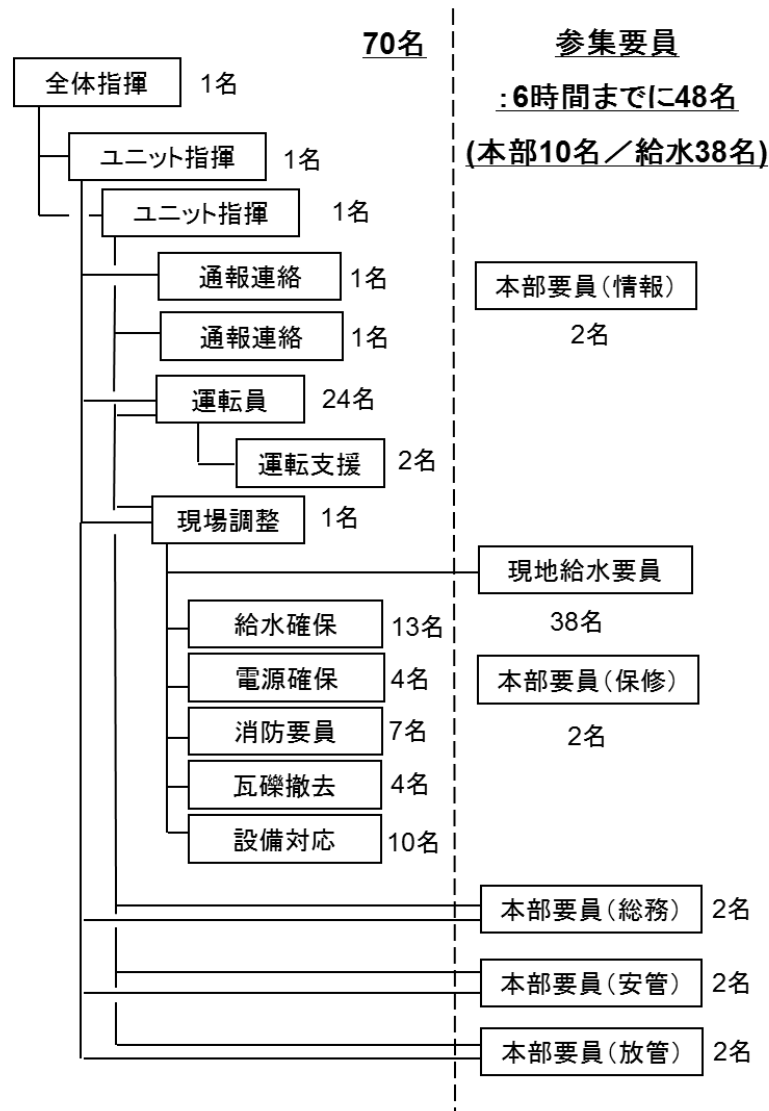
合計約700名以上が事故収束に注力

「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づき要員、資機材を支援
また今後、事業者間の更なる協力関係強化を検討

1 - 4. 事故収束活動の体制 <「緊急時対応チーム」その2>

高浜発電所「緊急時対応チーム」の構成員の役割はそれぞれ定められており、福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ増強された設備等を使用し、それぞれが事故収束に必要な役割を果たします。

構成要員	要員数 (協力会社数)	体制	要員の役割
全体指揮者 (副原子力防災 管理者)	1名	常駐	・原子力防災組織を統括管理 ・ユニット指揮からの連絡を踏まえた事故対応の指示 ・社内ガイドに基づく操作チェック(必要に応じ指示)
ユニット 指揮者	2名	常駐	・各ユニットの統括管理 ・プラント情報の入手および対応の指揮
通報連絡者	2名	常駐	・対外連絡(国、自治体等) ・社員等の要員召集(一斉) ・所外拠点との情報共有(統合ネットワーク)
運転員、 運転支援員	26名 (2名)	常駐	・事故収束運転操作
現場調整者	1名	常駐	・本部(全体指揮者)との情報連絡 ・現地でのユニット間の作業調整
消防・瓦礫・給水 電源要員	28名 (20名)	常駐	・火災発生時の消火活動 ・可搬式代替低圧注水ポンプ準備、SG給水準備 等
設備対応	10名 (8名)	常駐	・B充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)ディスタンス ピース取付け 等
現地給水要員	38名	召集 (6時間 までに)	・可搬式代替低圧注水ポンプ、大容量ポンプの配備 等
本部要員	10名	召集 (6時間 までに)	・原子力災害の発生または拡大を防止する ために必要な業務の遂行



所長(原子力防災管理者)が不在のときは、以下の順位によりその職務を代行する。

副原子力防災管理者および原子力防災管理者の代行順位

順位	副原子力防災管理者
1	原子力安全統括
2	副所長(技術)
3	安全・防災室長
4	運営統括長(1・2号機)
5	運営統括長(3・4号機)
・	・
・	・